

憲法改正国民投票法制定時における国政選挙と国民投票との同時実施に関する主な発言

第 163 回国会（衆）日本国憲法に関する調査特別委員会 平成 17 年 10 月 06 日

○保岡委員 …さて、最後に、今後の本委員会での議論の参考に資するために、私が考えている具体的な憲法改正国民投票法案の主な論点のうち幾つかについて意見を申し述べたいと存じます。

第一は、国民投票の期日でございます。

憲法九十六条第一項後段では、憲法改正の承認は、「特別の国民投票又は国会の定める選挙の際行はれる投票」によるとされています。後者は国政選挙の際に国民投票を行うということを意味しているものと解されますが、そもそも、与野党が政権の維持、獲得を目指して相争う国政選挙と超党派で合意した憲法改正案に対する賛否を争点とする国民投票との性格の相違にかんがみれば、国民投票と国政選挙とは別個に行うことが適当であると考えます。両者を同時に行うと、各政党は、国政選挙では対立しながらも、国民投票運動では連携しなければならないという場合が生ずるなど、運動をする側も国民の側も混乱してしまうおそれがあり、なお、ルールそのものの自体を決めることが非常に難しくなってくると考えるからであります。…

第 164 回国会（衆）日本国憲法に関する調査特別委員会 平成 18 年 03 月 16 日

○齊藤（鉄）委員 …まず、総論的事項についてですが、初めに、憲法改正の国民投票と国政選挙との同時実施についてです。

憲法九十六条に「特別の国民投票又は国会の定める選挙の際行はれる投票において、」とある以上、同時実施を否定はできませんが、与野党が政権を争う国政選挙と、国会の三分の二以上の勢力が協調して国民合意を問う国民投票とは全く異なる性格のものであり、同時に言えば国民の混乱を招くとの観点から、両者の同時実施を念頭に置いた規定は設ける必要はないと考えます。

第 165 回国会（衆）日本国憲法に関する調査特別委員会 平成 18 年 12 月 07 日

○加藤（勝）議員 御指摘のように、国民投票の実施につきましては、憲法第九十六条に、特別の国民投票、そして国会の定める選挙の際に行われる投票の二つが規定をされております。

しかしながら、与野党が政権をかけて争う国政選挙と、国会の三分の二以上の勢力が協調して行われる憲法改正の是非を問う国民投票とは質的には異なるものであるというふうに考えられます。したがって、これを同時に言えば有権者の混乱というものを引き起こしかねない。こういう観点から、この法律においては、憲法改正国民投票と国政選挙を同時に実施するということは想定はしておりません。

しかしながら、同時に実施することを禁止する規定を置いているわけではなく、国政選挙と同時に実施しないということは、発議機関である国会の政治的判断により担保するということにしたものであります。したがって、御指摘のように、憲法九十六条に違反するということにはならないのではないかというふうに考えております。